

船舶事故等調査報告書

平成25年12月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第160号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成25年7月24日 05時00分ごろ
発生場所	広島県尾道糸崎港 広島県尾道市所在の尾道糸崎港戸崎北防波堤西灯台から真方位326°1,920m付近 (概位 北緯34°24.8′ 東経133°14.1′)
事故等調査の経過	平成25年9月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第十神峯山丸、19トン 270-41519広島、有限会社山上汽船 B 台船 神峯5号、全長35.0m なし、有限会社山上汽船
乗組員等に関する情報	船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A プロペラ翼に擦過傷 B なし
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、右舷側にB船を横抱きにして船首約1.20m、船尾約2.50mの喫水により、船長Aが、船橋当直に就き、尾道糸崎港の東尾道公共岸壁を出航し、同港の尾道造船所の東側岸壁を約80m隔てて手動操舵で南進中、平成25年7月24日05時00分ごろ尾道造船所東方沖に拡張した浅所へ乗り揚げた。 A船は、船長Aが機関を停止し、潮位が上がるのを待って自力離礁した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期 日出時刻：05時12分、月齢 15.3（大潮）
その他の事項	船長Aは、本事故発生場所付近を何度も通航した経験があり、浅所の存在を知っていた。 船長Aは、干潮時に本事故発生場所付近を航行したことがあったので、本事故当ても乗り揚げることはないと思っていたが、本事故後、前日の満潮時に出航しておけばよかったと思った。 尾道造船所の東側岸壁には、新造船が係留されていた。 船長Aは、乗揚後、約束があったので、満潮時が待ちきれず、機関を使用したところ、本船のプロペラ翼に損傷が生じた。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>A船は、尾道糸崎港の尾道造船所の東側岸壁東方沖をB船を横抱きにして南進中、船長Aが大潮の干潮時に浅所付近を航行したことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、A船が、尾道糸崎港の尾道造船所の東側岸壁東方沖をB船を横抱きにして南進中、船長Aが大潮の干潮時に浅所付近を航行したため、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>船長Aは、本事故後、本事故発生場所付近は浅所が拡がり、航行できる海域が狭いので、潮汐表を調査した上、満潮時に出航することとした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、事前に航行海域の水路調査を行うこと。 ・ 大潮時は、干満の差が大きいことに注意すること。